

	平成26年 7 月 2 日農林水産省告示第 875号	施行	平成26年 7 月 2 日
改正	平成30年 3 月 6 日農林水産省告示第 458号	施行	平成30年 4 月 5 日
改正	令和 2 年10月30日農林水産省告示第2126号	施行	令和 2 年12月 1 日
改正	令和 6 年 9 月 2 日農林水産省告示第1661号	施行	令和 6 年 9 月 2 日

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、農林水産大臣が指定する材料を定める件

肥料の品質の確保等に関する法律施行規則別表第一号ホの農林水産大臣が指定する材料は、次に掲げる材料とする。

- 一 塩化加里（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 二 軽焼マグネシア（肥料の配合に当たって全重量の二十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 三 鶏ふん燃焼灰（肥料の配合に当たって全重量の二十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 四 消石灰（肥料の配合に当たって全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 五 石灰窒素（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 六 石灰窒素とパームアッシュを混合したもの（肥料の配合に当たってそれぞれ全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 七 石灰窒素と硫酸加里を混合したもの（肥料の配合に当たってそれぞれ全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 八 草木灰（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 九 とうがらし粉末（肥料の配合に当たって全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 十 パームアッシュ（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 十一 硫酸アンモニア（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 十二 硫酸アンモニアと硫酸加里を混合したもの（肥料の配合に当たってそれぞれ全重量の五%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 十三 硫酸加里（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）
- 十四 りん酸アンモニア（肥料の配合に当たって全重量の十%以上の含有量となるよう使用された場合に限る。）

附 則（平成30年3月6日農林水産省告示第458号）
この告示は、平成三十年四月五日から施行する。

附 則（令和2年10月30日農林水産省告示第2126号）
この告示は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十二月一日）から施行する。

附 則（令和6年9月2日農林水産省告示第1661号）
この告示は、令和六年九月二日から施行する。